

税関	東京	回答 年月日	令和2年7月14日
品名	車椅子専用車載時固定機器（車椅子固定用リトラクター）		
照会内容	福祉車両において使用する車椅子専用車載時固定機器（車椅子固定用リトラクター）について、関税定率法第14条第16号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	<p>貨物の性状：自動巻取り機能を備えた紡織繊維製ベルトの両端にそれぞれフックが取り付けられた機器で、車両内の床面金具と車椅子を固定するための車椅子の附属品。</p> <p>貨物の用途：福祉車両で車椅子に搭乗者を乗せたまま輸送する際に、転倒を防ぎ、車椅子搭乗者の生命を守るため、車両内の床面金具と車椅子に各フックを掛け、車椅子を固定するために使用する。</p>		
回答	関税定率法第14条第16号の規定の適用は可能である。		
理由	本品は、車載する車椅子に通常必要とされる附属品であり、身体障害者が専ら使用することを目的としているものと認められ、関税定率法第14条第16号に規定する「身体障害者用に特に製作された器具」とみなされることから同号の規定の適用は可能である。		